

自家用電気工作物保安管理業務処理要領「対象設備一覧」(契約名:北海道後志地区自家用電気工作物保安管理その1業務)

施設名	施設所在地	受変電設備 (設備容量)		予備発電装置 (定格出力)		点検 頻度	年次点検 実施条件	仮設発電機 容量kVA※1	絶縁油 試験	消防法 非常用発電 機負荷試験 ※2	点検実施月(●は月次点検、◎は年次点検)												備考	
		電圧	kVA	電圧	kVA						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
後志合同庁舎	倶知安町北1条東2丁目	高压	800	低压	300 250	毎月	休日	—	—	疑似負荷 —	●	●/◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	モールドTr
後志農業改良普及センター	倶知安町字旭57-1	高压	70	—	—	隔月				—	●		●/◎		●		●			●		●		油入Tr
後志家畜保健衛生所 ※3	倶知安町字旭15番地	高压	125	—	—	毎月			—	—	●	●	●/◎	●	●	●	●	●	●	●				モールドTr
		低压				—			—	—														一般用電気工作物
小樽建設管理部黒松内事業所	黒松内町字黒松内401番地33	高压	50	低压	10	隔月				—	●		●		●/◎		●		●			●		油入Tr
後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室	岩内町字清住252-1	低压	30 10	低压	50	隔月				—	●		●		●		●/◎		●			●		低压

※1: 年次点検時に停電できない負荷設備(防災無線設備等)を、上表の仮設発電機容量相当の低压発電機を受託者が設置して仮設を行うこと。なお、仮設発電機の接続は庁舎に設置されている外部電源接続盤にて行う。

※2: 「庁舎負荷」とは庁舎負荷にて負荷試験を行うこと。「疑似負荷」とは受託者が準備する疑似負荷試験装置を接続して行う負荷試験をいう。「—」は該当試験無し。

※3: 電気設備改修工事(工期 R5年6月~R6年2月)を予定しており、上表の点検月は計画工程に基づくものであり、改修時期に変更が生じる場合がある。